

寝屋川公園 利用料金一覧

2019年10月1日改定

区分					単位	金額※[]は条例の金額					
野球場	第一野球場	本体設備	野球に使用する場合	日曜日、土曜日又は休日	一面一時間	4,280 [4,280]	使用者が入場料を徴収する場合 入場料総額の五パーセントに相当する額。ただし、その額が当該単位ごとの金額又はその合計額に満たない場合は、当該単位ごとの金額又はその合計額とする。				
				その他の日		3,570 [3,570]					
			野球以外に使用する場合	日曜日、土曜日又は休日		17,120 [17,120]					
				その他の日		14,260 [14,260]					
		附帯設備	ロッカー、シャワー及び選手控室		一回	1,790 [1,790]					
			放送設備		一式	2,320 [2,320]					
			スコアボード			1,050 [1,050]					
			第二野球場	本体設備	野球に使用する場合	日曜日、土曜日又は休日		一面一時間	2,520 [2,520]		
	その他の日	2,100 [2,100]									
	野球以外に使用する場合	日曜日、土曜日又は休日			10,070 [10,070]						
		その他の日			8,400 [8,400]						
	附帯設備	放送設備		一式	2,320 [2,320]						
		スコアボード			1,050 [1,050]						
		ソフトボール広場		スポーツに使用する場合		日曜日、土曜日又は休日		一面一時間	1,520 [1,520]		使用者が入場料を徴収する場合 入場料総額の五パーセントに相当する額。ただし、その額が当該単位ごとの金額に満たない場合は、当該単位ごとの金額とする。
						その他の日			1,270 [1,270]		
	スポーツ以外に使用する場合		日曜日、土曜日又は休日		6,080 [6,080]						
その他の日			5,060 [5,060]								
テニスコート	テニスに使用する場合		日曜日、土曜日又は休日		一面一時間	1,270 [1,270]	使用者が入場料を徴収する場合 入場料総額の五パーセントに相当する額。ただし、その額が当該単位ごとの金額に満たない場合は、当該単位ごとの金額とする。				
			その他の日			1,050 [1,050]					
	テニス以外に使用する場合		日曜日、土曜日又は休日			5,060 [5,060]					
			その他の日			4,200 [4,200]					
陸上競技場	練習に使用する場合				一人二時間	100 [110]					
	競技又は球技に使用する場合	日曜日、土曜日又は休日	一面午前	13,830	使用者が入場料を徴収する場合 入場料総額の五パーセントに相当する額。ただし、その額が当該単位ごとの金額に満たない場合は、当該単位ごとの金額とする。						
			一面午後	18,360							
			一面全日	32,190							
			[一面一日]	[32,190]							
			一面午前	11,530							
			一面午後	15,300							
	競技又は球技以外に使用する場合	日曜日、土曜日又は休日	一面午前	55,330							
			一面午後	73,420							
			一面全日	128,750							
			[一面一日]	[128,750]							
			一面午前	46,120							
			一面午後	61,200							
		その他の日	一面全日	107,320							
[一面一日]			[107,320]								
スポーツハウス			シャワー及び更衣室				一人一回	100 [110]			